第１０章　公立学校職員の定数

行政組織には、その分担業務を遂行するために職務執行体制がつくられ、それぞれの仕事の遂行に必要な一定の人員が配置されている。この一定の人員のことを定数または定員と呼んでいる。

定数については、学校教育法施行規則に規定があるほか、公立義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部）については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）により、公立高等学校（高等学校又は特別支援学校の高等部）については、「公立高等学校適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（高校標準法）によって標準が定められている。

この２つの法律は、都道府県ごとの小・中学校等に配置すべき教職員の総数の標準あるいは都道府県・市町村ごとの公立の高等学校に置くべき教職員の総数の標準を定めるものであり、直接に学校ごとの教職員数を定めるものではないが、学校ごとの教職員数の決定に重要な役割を果たしているものである。

１　小・中学校等

(1) 学級編制

学級編制については、学級規模を適正化することにより、教育効果の向上を図ることを目的として定められているが、教職員定数の算定の基礎としても用いられている。

義務標準法では、小・中学校及び義務教育学校の単式・複式・特別支援学級および特別支援学校の小・中学部の１学級あたりの児童・生徒数の標準が定められており、これに基づいて都道府県の教育委員会が都道府県ごとの基準を定めることとされている。また、各学校の学級編制は、その設置者である市町村の教育委員会がこの基準を標準として編制し、都道府県教育委員会に届け出るものとしている。

本県においては、「山梨県公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制の基準等に関する規則」で、義務標準法に基づく学級編制基準並びに届出手続き等を定めている。

なお、本県では、学級編制の基準日を入学式・始業式の翌日としているため、同日をもって各学校の学級編制は確定することになる。これ以降、市町村教育委員会が学級編制を変更したときには、遅滞なく県教育委員会に届け出ることとしている。

(2) 教職員定数

義務標準法では、①校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師、②養護教諭及び養護助教諭、③栄養教諭及び学校栄養職員、④事務職員、の職種ごとの数を、学級数等を基礎として算定し、その合計を都道府県ごとに必要な教職員数の標準としている。

また、個々の学校ごとの定数は、それぞれの都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を十分に尊重して定めることとなっている。

本県では、校長・教諭等について、配当基準を定めており、校長につい

ては原則本校に一人配当し、教頭・教諭等については「義務標準法」第３条第２項の規定により算出された学級数（標準学級数）を基礎とする「基本配当」と「特別配当」により配当することとしている。

「特別配当」は、

①「はぐくみプラン」において25人学級編制をした小学校に対する「25人学級編制加配」、35人学級編制をした小学校及び中学校に対する「35人学級編制加配」

②複式学級の解消に必要な学級編制の改善のための配当

③特別支援学級において、指導の困難性が高い学校に配置する「特別支援学級加配」

④年度当初に他の学校を吸収した学校又は統合により新設された学校に対する「学校統合加配」

⑤翌年度の当初に新設される学校の開校準備の中心となる学校に対する「学校分離加配」

⑥標準学級数が６学級で児童数が60人以上の小学校に対する「専科教員加配」

⑦標準学級が15学級以上の中学校に対する「生徒指導担当教員加配」

⑧標準学級数が３学級で生徒が45人以上の中学校に対する「免許外教科担当教員加配」

⑨個性に応じた教育を行うなど特別な事情のある学校に対する「その他」の加配等であり、本県独自の改善を実施している。

なお、給食調理員、用務員などの定数の標準については、この法律では定められておらず、地方交付税(市町村分）の小中学校費の単位費用の積算例で示される数が参考となる。

２　高等学校

高校標準法は、中学校からの進学率の上昇により、高等学校が後期中等教育を担当する学校として重要な役割を占めていることから、国として高等学校の学級編制や教職員定数等についての標準を定め、高等学校教育の普及と一層の充実をはかるとともに、特別支援学校高等部の教育水準の向上に資することをねらいとして定められたものである。

法律の内容は、主として公立高等学校の設置、適正配置と規模、学級編制の標準、教職員定数の標準の４つの部分と公立特別支援学校の高等部の学級編制の標準、教職員定数の標準の２つの部分からなっている。

高等学校の学校規模、学級編制、教職員定数　については次のとおりである。

①　学校規模

学校規模については、全校に収容する生徒の定員をもとに最小限度の標準を定めているものであり、生徒数が本校については240人を、分校については100人を下らないものとしていたが、平成２３年度の高校標準法の一部改正により削除された（第5条）。

②　学級編制

学級編制については、平成５年度の高校標準法の一部改正により、普通

科、商業科、家庭科、英語科の１学級当たりの生徒数の標準が45人から40人になったことに伴い、全ての課程、学科の１学級当たりの生徒数は40人が標準となった。

③　教職員定数

教職員定数については、生徒の収容定員を算定の基礎として、校長、教諭等、養護教諭、実習助手、事務職員の各種ごとに標準が定められている。

特に、職業科及び専門学科については、実験、実習でグループ指導、選択履修等が可能となるように定数が加算されている。

なお、用務員等標準法の対象外の職員については特段の規定はない。

（参　考）

山梨県公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制の基準等に関する規則

昭和34年４月13日
山梨県教育委員会規則第４号

（目　的）

第１条　この規則は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）に基づき、山梨県の公立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の学級編制の基準等を定めることを目的とする。

（学級編制の基準）

第２条　学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児童又は生徒の数を基準として編制するものとする。

学校の種類	小学校（義務教育学校前期課程を含む）				中学校（義務教育学校後期課程を含む）		
学級編制の区分	同学年の児童で編制する学級	右の学級のうち児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	二の学年の児童で編制する学級	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	同学年の生徒で編制する学級	右の学級のうち生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級
一学級の児童又は生徒数	三十五人	二五人	十二人	七人	四十人	三十五人	七人

２　小学校（義務教育学校前期課程を含む）の２の学年の児童で編制する学級は、１の学年の児童及び当該学年より１学年上の学年の児重又は１学年下の学年の児童で編制するものとする。ただし、第１学年の児童を含まないものとする。

３　中学校（義務教育学校後期課程を含む）の学級は、学校教育法第81条第２項及び第３項に規定する特別支援学級を除き、同学年の生徒で編制するものとする。

（学級編制）

第３条　市町村の教育委員会は、前条に定める基準を標準とし、児童生徒の実態を考慮して、

当該市町村の設置する学校の学級編制を行うものとする。
２　前項の学級編制は、当該学校が保有する普通教室及び普通教室に転用可能な特別教室の数を限度として行うものとする。
（学級編制又はその変更の届出）
第４条　市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する学校に係る前条の学校編制を行ったときは、その旨を山梨県教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更したときも同様とする。
２　前項の規定による学級編制の届出は、山梨県教育委員会教育長が別途定める様式により、毎年四月十五日までにしなければならない。
３　第一項後段の規定による学級編制の変更の届出は、山梨県教育委員会教育長が別途定める様式により、変更後遅滞なくしなければならない。
（教育長への委任）
第５条　この規則の実施について必要な事項は、山梨県教育委員会教育長が別に定める。

附　則
この規則は、公布の日から施行し、昭和34年４月１日から適用する。
附　則（平成23年教委規則第3号）
この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則（平成 23 年教委規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
附　則(平成 24 年教委規則第 1 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(令和 2 年教委規則第 9 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(令和 3 年教委規則第 3 号)
（施行期日）
１　この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
２　令和 7 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項の表小学校の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第十四号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、四十人)」とし、「二十五人」とあるのは、「二十五人(改正法附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、三十五人)」とする。

附　則(令和 5 年教委規則第 1 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(令和 7 年教委規則第 7 号)
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（参 考）

令和8年度 公立小・中学校学級編制基準

			県 の 基 準	標準法に基づく基準
小 学 校	単 式 学 級	第 1 学 年	35人 児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの 25人	35人
		第 2 学 年		
		第 3 学 年		
		第 4 学 年		
		第 5 学 年		
		第 6 学 年		
	複 式 学 級	第1学年を含む	解 消	8人
		そ の 他	12人	16人
	飛び複式学級	第1学年を含む	解 消	4人
		そ の 他	解 消	8人
	特 別 支 援 学 級		7人	8人
中 学 校	単 式 学 級	第 1 学 年	35人	35人
		第 2 学 年	40人 生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの 35人	40人
		第 3 学 年		
	複 式 学 級		解 消	8人
	特 別 支 援 学 級		7人	8人

注）飛び複式学級については、一方の学年に在籍する児童数を示している。

（参　考）

令和８年度　校長・教諭等配当基準　小学校（義務教育学校前期課程を含む）

第１　校　長　　本校に１人配当する。
第２　教頭・教諭等　　次の各項の規定により配当する。
　　なお、本校にあっては、このうち１人を教頭とする。

１　基本配当

次の表の上欄に掲げる学級数の学校に同表の下欄に掲げる数の教頭、教諭、助教諭又は講師（以下「教員」という。）を配当する。

なお、この表の適用については、本校及び分校はそれぞれ１の学校とみなすこととし、「学級数」は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第２項の規定により算定された学級数（以下「標準学級数」という。）とする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
配当数	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	15	17	18

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
19	20	21	22	23	24	25	27	28	29	30	31	32	33	34

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
35	36	37	38	39	40	41	43	44	45	46	47	48	49	50

２　特別配当

次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる数の教員を加え、または減じて配当できる。

(1) 25人学級編制加配及び35人学級編制加配

「はぐくみプラン」において25人又は35人学級編制をした学校に、増加学級数と同数を加える。

(2) 学級編制の改善（複式学級の解消）

県基準により算定された学級数が標準学級数を超える学校に、その超える学級数に応じた数を加える。

(3) 特別支援学級加配

ア　特別支援学級において、指導の困難性が高い学校に関して、対象児童生徒の数及び指導時数等に応じ必要と認める数を加える。

イ　病弱者学級のみの分校に、学校の実態に応じ必要と認める数を加える。

(4) 学校統合加配

年度当初に他の学校を吸収した学校又は統合により新設された学校に、当該年度に限り原則１人加える。

(5) 学校分離加配

翌年度の当初に新設される学校の開校準備の中心となる学校に、当該年度に限り１人を加える。

(6) 専科教員加配

標準学級数が６学級で次の１に該当する学校に、１人を加える。

ア　児童数が60人以上の学校

イ　分校を有する学校（アに該当する学校を除く。）

ウ　ア又はイに該当する学校が存しない市町村において、標準学級が６学級の小学校が３校以上ある場合は、そのうち児童数が最も多い学校

(7) その他

ア　児童の心身の発達に配慮し個性を尊重した教育を行うなど特別な事情のある学校に、特別な事情に応じ必要と認める数を加える。

イ　教育課程研究指定校に指定されるなど特別な事情のある学校に、特別な事情に応じ必要と認める数を加える。

ウ　著しく小規模な学校であるなど特別な事情がある学校に、特別な事情に応じた数を減ずる。

（参　考）

令和８年度　校長・教諭等配当基準　中学校（義務教育学校後期課程を含む）

第１　校　長　　本校に１人配当する。
第２　教頭・教諭等　　次の各項の規定により配当する。
なお、本校にあっては、このうち１人を教頭とする。

１　基本配当

次の表の上欄に掲げる学級数の学校に同表の下欄に掲げる数の教頭、教諭、助教諭又は講師（以下「教員」という。）を配当する。

なお、この表の適用については、本校及び分校はそれぞれ１の学校とみなすこととし、「学級数」は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第２項の規定により算定された学級数（以下「標準学級数」という。）　とする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
配当数	2	5	7	8	9	10	12	14	15	17	18	19	20	22	23

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25	26	28	29	31	32	34	35	36	38	39	41	42	44	45

31	32	33	34	35	36	37	38	39
47	48	49	51	52	53	54	56	57

２　特別配当

次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる数の教員を加え、または減じて配当できる。

(1) 35人学級編制加配

「はぐくみプラン」において35人学級編制をした学校に、増加学級数に1.5を乗じた数を加える。

(2) 学級編制の改善（複式学級の解消）

県基準により算定された学級数が標準学級数を超える学校に、その超える学級数に応じた数を加える。

(3) 学校統合加配

年度当初に他の学校を吸収した学校又は統合により新設された学校に、当該年度に限り原則１人加える。

(4) 学校分離加配

翌年度の当初に新設される学校の開校準備の中心となる学校に、当該年度に限り１人を加える。

(5) 生徒指導担当教員加配

標準学級数が15学級以上の学校に、１人を加える。

(6) 中学校学習支援加配

経済的な困難を抱える生徒の割合が多い学校に、１人を加える。

(7) 免許外教科担当教員加配

標準学級数が３学級で生徒数が45人以上の学校に、１人を加える。

(8) その他の加配

ア　生徒の心身の発達に配慮し個性を尊重した教育を行うなど特別な事情のある学校に、特別な事情に応じ必要と認める数を加える。

イ　教育課程研究指定校に指定されるなど特別な事情のある学校に、特別な事情に応じ必要と認める数を加える。

ウ　著しく小規模な学校であるなど特別な事情がある学校に、特別な事情に応じた数を減ずる。